

近世中期における御用炭請負山村の食糧確保

——武藏国秩父郡大野村を事例に——

栗原健一

はじめに

一大野村の概要

二 食糧危機と「御救」の展開

- (一) 享保一三年の大洪水と夫食借用
- (二) 享保一七〇一八年の飢人改めと夫食借用
- (三) 寛保二年の大風雨と見分
- (四) 寛延三年の大雹降りと夫食借用
- (五) 明和七年の旱魃

三 粟木による食糧確保の摸索

四 備荒貯蓄の展開

- (一) 享保期の「置穀」
- (二) 明和・安永期の「取集穀」

終わりに

このような問題意識にもとづいて本稿では、生活環境が厳しかったと考えられる山村における食糧危機とその確保の実態を、享保期から明和期までの生活史の中でも食糧確保を重視したい。⁽⁴⁾ 食糧確保は、民衆の生活維持のために不可欠であり、近世領主にとつても重要な政治課題の一つであったと思われるためである。

を通じて領主—民衆関係を軸に夫食借用・栗木の植林・備荒貯蓄という視点から検討したい。その際「御救」を受けやすいことが想定できる御用炭を請け負うという「負担行為—社会的正当性」をもつ村落を事例に取り上げることで、その関係性がより浮き彫りとなる。

事例として武藏国秩父郡大野村(現在、埼玉県比企郡ときがわ町大野)を取り上げる。大野村は、いわゆる「外秩父⁽⁵⁾」に属する山村で、近世中期に江戸城御用炭の納入を請け負った村落として知られる。大野村については、今までいくつかの視角から研究が進められているので、確認しておきたい。まず、江戸城御用炭役を検討した君塚仁彦氏は、御用炭役の「維持・負担」「諸役免除の正当性の根拠としていく事実は、…役をめぐる村側の意識の一端を示すものとして注目すべき」と指摘した。さらに、別稿では村内における明和元年(一七六四)の組分け騒動を分析している。⁽⁶⁾また太田富康氏は、大野村における文政期の改革組合村編成と旧来における組合^{II}地域結合を検討している。⁽⁷⁾一方 富善一敏氏は文書管理論から検地帳を中心とした文書引継の検討を行い、宮原一郎氏は村落運営や諸一件の検討を通じて村落寺社の仲裁機能を指摘している。⁽⁸⁾近年では、丹治健蔵氏が大野村から江戸城までの御用炭輸送の水陸ルートを明らかにしている。⁽⁹⁾以上の多様な大野村の先行研究に学びながら、上記の課題にせまりたい。

一 大野村の概要

本論に入る前に、大野村の概要をおさえておきたい。⁽¹⁰⁾大野村は「武州山之根筋⁽¹¹⁾」の中にあって、「外秩父」に位置し、柄平村と一区をなしたといふ。東西一里半・南北一里余の山間村落である。村の中央を東西に都幾川

が流れている。

村の草創は、鉢形城城主の家人大野彈正とその子孫による当地の開拓に伴い、大野谷村が成立し、彈正は字橋倉に館を構えた。その後、天正一八年(一五九〇)に松山城の落人森田将監が大野氏を継承といわれる。

支配は幕領で、村高は「武藏田園簿」で一四〇石余(田五石余・畠二三四石余)、「元禄郷帳」二三二石余、「天保郷帳」・「旧高旧領取調帳」二三七石余であった。反別は、正徳三年(一七一三)の村明細帳によると、田方一町二反余・畠方七四町七反余であった。耕地は、猪鹿による荒地化が顕著であり、取下場(免率引下場)が設定されていた。検地は、寛文八年(一六六八)に行われ、年貢は代金納であった。作物は、大麦・小麦・粟・稗・大豆・小豆・大角豆・麻・荏・菜・大根・芋・たばこなどが確認できる。

産業は林業であるが、特に炭焼は「村中百姓不残炭焼申候」とされ、製河原柏炭御用御林⁽¹²⁾が設定され、享保元年(一七一六)には御林化が進み、

炭業が村の中心的な生業であった。御炭山は、貞享五年(一六八八)に「大一四カ所で惣反別一二五町六反余に上つた。当村の江戸城御用炭請負は、徳川家康の閑東入国から確認でき、寛文期に中絶し、延宝元年(一六七三)に再開され、宝永¹正徳年間に再び中絶され、享保元年に三度再開されるが、寛政元年(一七八九)に至つて原木柏木の枯渇によつて請負中止の歎願が許可され、大野村の江戸城御用炭請負は終焉を迎えた。つまり、本稿で検討する享保¹明和期は正に御用炭を請け負つていた時期である。

村組は、片市・並木・入・鳥沢・峯・七重で構成され、村役人は、名主役を近世初期から正徳六年にかけて森田家の世襲だったが、享保二年からは複数年番名主制となつた。森田家は「帳本」として村で一定の役割を果たし、現在文書が伝存するに至っている。安永八年(一七七九)には森田家

〔表1〕享保15年大野村持高表

持高(石)	軒数(軒)	割合(%)
6.0~	2	1.2
5.5~	0	0.0
5.0~	0	0.0
4.5~	0	0.0
4.0~	0	0.0
3.5~	1	0.6
3.0~	1	0.6
2.5~	5	2.9
2.0~	14	8.1
1.5~	24	13.9
1.0~	53	30.6
0.5~	50	28.9
0.0~	23	13.3
合計	173	100.0

出典：「森田家文書」934(享保15年
「人別帳江書載候石高之控」)

が再び定役名主となつたが、文化元年(一八〇四)には年番名主制が復活する。このように、村政は騒動などを通じた日まぐるしい制度変更が確認されている。

ここで、村内家別の持高構成をみておこう〔表1〕。享保一五年のものである。最大の持高は忠右衛門家の六石二斗八升余で、次に清太夫家(森田家の六石二斗六升余が続くが、大高持の百姓は存在しなかつた。全体的にみても各家の持高は低く、一石以下が八六・七%を占める。また戸口を確認しておこう〔表2〕。確認できる範囲で、近世における人口は、最大が享保一八年の七九二人で、最小は天保一四年(一八四三)の四二〇人であり、家数は最大が寛延三年(一七五〇)の一七八軒で、最小は嘉永六年(一八五三)の九一軒であった。近世中期から幕末期にかけて人口・家数とともに半減していることがわかる。

本稿との関わりで、大野村の食糧について確認しておこう。村明細帳によると、「麥・稗・芋・粟・菜・大根等夫食ニ仕候⁽¹⁵⁾」と記述され、日常的には米食ではなく、麦・稗を中心とした雑穀を食糧としていたようである。

〔表2〕大野村の家数・人口

年代	人口(人)	男(人)	女(人)	家数(軒)
延宝 3(1675)	628	327	301	152
正徳 3(1713)	658	333	325	170
享保 5(1720)	695	358	337	173
享保18(1733)	792	417	375	177
元文 3(1738)	763	392	371	177
延享 4(1747)	669	332	337	177
寛延 3(1750)	695			178
宝暦 9(1759)	562	307	255	174
明和元(1764)	577	302	275	172
明和 5(1768)	543	307	236	148
天明 2(1782)	518	273	245	142
寛政元(1789)	480	255	225	128
寛政12(1800)	483	261	222	127
文化10(1813)	472	268	204	113
文政11(1828)	455	237	218	105
天保 8(1837)	460	236	224	100
天保14(1843)	420	211	209	104
嘉永 6(1853)	428	212	216	91
慶応 3(1867)	476	228	244	94

出典：『都幾川村史』通史編(2001年)322頁

註：筆者が本稿の関連時期を中心に一部分を抜粋した。

二 食糧危機と「御救」の展開

(一) 享保二三年の大洪水と夫食借用

大野村では、享保二三年(一七二八)九月一日から三日にかけて大洪水に

見舞われ、「作毛損亡」し、「田畠山崩・川欠・砂置・水押」となり、代官山田治右衛門(邦政役所へ見分を願い出た。⁽¹⁷⁾翌年二月には「飢夫食麦代金」を借用している。⁽¹⁸⁾当時村では、飢人が一八一人おり、⁽¹⁹⁾二月一五日から四月五日の五〇日分の夫食として、麦を男は一人四合宛、女は一人二合宛、合計三〇石三斗と見積り、その代永七貫文余を借用することとなつた。返済は、享保一五年からの三ヵ年賦と設定された。

ここで、その借用証文にある「若拝借主相滞候ハ、村中惣百姓急度弁納可仕候、万一返納遅滞仕候ハ、名主・五人組者不及申上、惣百姓如何様之越度⁽²⁰⁾茂可被仰付候」という文言に注目しておきたい。すなわち、飢人の滞納については、「村中惣百姓」より弁済するとしているのである。惣百姓を背景に飢人が夫食代金を借用していたということができよう。

この借用は四月に入つて、飢人の願いにより名主・百姓代が江戸へ出張して、金子を受け取つた。その諸色入用は百姓が割り合つていて⁽²¹⁾受け取つた金子は、村組ごとに分配された。飢人一人当たり銭一〇〇文宛の積りで分配された。返済は、翌年一二月から行われたようである。

(二) 享保一七〇一八年の飢人改めと夫食借用

享保一三年における大洪水の被害には、代官役所から夫食を借用することで危機を凌いだ大野村であつたが、享保一七年に再び食糧不足となつた。

前年の「作毛損亡」が原因であつた。享保一七年四月には村役人四名が代官日野小左衛門(正晴)手代の細井藤次郎へ夫食借用を歎願している。⁽²²⁾村中惣人別へ一〇二ヵ月分の借用を願い出た。この歎願に併せて、五月七日に「大野村飢人夫食人別帳」を作成している。⁽²³⁾これに対して、日野役所で

は大野村の惣人別七八〇人の内、夫食を所持する者二二六人を除いた飢人は五六四人へ米八石三斗二升(糀二六石六斗四升)を「置糀」から貸与した(詳細は後述)。

しかしながら、依然として翌享保一八年も食糧不足は続いていたようである。正月二三日に大野村役人が飢人への夫食借用を歎願した。大野村では、惣人別七七〇人のうち飢人が五七人であることを確認した。その飢人について、次のように説明している。⁽²⁷⁾

[史料1]

…飢人共之義ハ本人家財・山林・持畠等ニ至迄売賣・質物等ニも可成処吟味仕候得共一切無之百姓ニ而、其上山稼等も有之哉之旨誣義仕候得共、或ハ本人家主之稼を以親共⁽²⁸⁾夫持仕候得共、悴夫持方難成、或ハ内人数大勢⁽²⁹⁾三而稼等斗ニ而ハ穀類高直故、渡世送り兼及飢候族斗相改申候…

これによると、飢人は本人が所持する家財・山林・持畠などの売買・質入などをできるものが一切ない百姓で、その上山稼ぎなどの労働ができるか詮議したところ、家主の稼ぎで親などを扶持してきたが悴まで扶持することができない者や、家内の人数が大勢のため稼ぎなどだけでは穀類が高値のため渡世できない者たちであつた。飢人を定義している点が興味深い。

それでは、具体的に飢人はどのような人々がなつていたのであらうか。

正月二三日の「飢人改之覚」が伝存している。⁽²⁹⁾これは、大野村役人が立ち会つて飢人の改めを行い、代官伊奈半左衛門忠達役所へ提出したものである。〔表3〕をみてみよう。四一軒・五七人(男三三・女一五)を飢人として書き上げている。当時の大野村は一七七軒・七九一人(男四一七・女三七五)であったので(〔表2〕)、軒数にして二三・二%、人別にして七・二%

が飢人とされたこととなる。人別にするとそれほどの割合ではないが、軒数にすると多くの家に飢人がいたことになろう。家ごとの飢人でなく、個々の人別ごとに飢人とされている。理由をみると、山村の出稼ぎという特徴を反映しており、村に残された家族が飢人となる事例がある。その飢人は病によるものが多い。この点は筆者が以前検討した事例と同様である。

親類や村人による助成で渡世してきた者たちも助成する側が困窮に陥ることで助成できなくなる事例をいくつか確認できる。また穀物値段の高騰が背景にあることもうかがうことができよう。

その後二月二二日には、上記の飢人に對して米一石七斗八升(糀三石五斗六升)を「置糀」から借用した。⁽³⁰⁾ 詳細は後述。

一方で、享保一八年には前年までの借用分を返済している。一二月四日には一四九名が永一六文余宛、合計一貫文余を返済した。⁽³¹⁾ 翌一九年五月にも、享保一七年借用分の同一八年返納分である二石八斗二升余を代錢一三貫文余で伊奈役所に返済している。⁽³²⁾

ところが、享保一九年五月に前々から借用している夫食・種の返済は永年賦とするよう命じられた。⁽³³⁾ 大野村では、以下のように整理している。享

保一四年に「飢夫食麦」代として永七貫文余を借用した。その返済は、享保一七年・一八年に二貫文余宛を行い、残りは二貫文余であった。また、享保一七年には「飢人夫食」として米八石三斗二升を借用した。その返済は、享保一九年に米二石七斗七升余を行い、残りは米五石五斗四升余であった。さらに、享保一八年には、「飢人夫食」として米一石七斗八升を借用したが、この返済はまだ行われていなかつた。これらの返済の残り分は、二〇ヶ年賦の返済計画となつたようである。夫食借用の返済はまとめられ、整理されたのである。百姓らが返済を猶予されたものとみてよいであろう。

その後も、元文期の返納状況が文書上確認でき、享保期の夫食借用は返済されていったと思われる。⁽³⁴⁾

(三) 寛保一年の大風雨と見分

享保期に大洪水や凶作で夫食借用をした大野村であつたが、寛保二年(一七四二)には、七月一七日から八月一日朝にかけて大風雨が襲い、甚大な被害をもたらした。⁽³⁵⁾ 関東一円の大水であった。大野村では、田畠の「崩欠」が八〇カ所余、御林・秩父往還道の「崩欠」が一三〇四カ所、田畠へ百姓や人馬が通行する道や山の「崩欠」が二〇〇カ所余で、市場への通行や山稼ぎなどの往来が一切停止してしまつた。そこで、村役人は、村内の見分と往来道の御普請、及び「当分暮方御救」を八月四日に代官大屋杢之助(信行)役所へ歎願している。しかしながら、森田家文書には、夫食借用などに関する文書は確認できず、実際の食糧状況は不明である。

(四) 寛延三年の大雹降りと夫食借用

大野村では、寛延三年(一七五〇)に大雹が降つた。三月二七日昼時から日暮れにかけてのことである。雹の大きさは六〇・七〇・一〇〇目で、厚さ一尺余降り溜まつた。⁽³⁶⁾ 四月には「作麦毛皆無同前」で、楮・桑にも被害が出て、田畠の通行道は荒れ、「當麥作實入収納無御座、百姓共飯米夫食等ニ一切差詰り」という状況であった。村役人が代官伊奈半左衛門(忠辰)役所に対し、村方の見分と「御救」を歎願した。その見分は耕地の「小前帳」によるものではなく、惣反別の帳面による見分とするように、大野

37	おみ	伊兵衛妹	8	「伊兵衛稼ニ而母妻子迄ハ夫食賄來り候得共、当正月末より穀類高直ニ而」
38	次郎左衛門	本人	64	「病身ニ而稼等不罷成、当正月末より夫食一切無之候而」
39	安左衛門	本人	50	「病身ニ而稼等不罷成、其上幼少之子共多渡世送り兼」
40	市右衛門	本人	68	「老鉢ニ而稼等不罷成、当正月末より夫食一切無之候而」
41	十右衛門後家 新八	十右衛門後家 十右衛門孫男	64 9	「後家暮シニ而渡世送り候処、穀類高直ニ而」
43	牛之助	市左衛門伴	9	「市左衛門稼を以母之義ハ夫食賄候へ共、穀類高直故当正月末より」
44	与七	与五兵衛伴	4	「(与五兵衛)持病有之故稼等難成渡世送り兼」
45	そめ	義右衛門娘	4	「(義右衛門)稼を以両親はごくみ候得共、穀類高直ニ付」
46	ちよ	義右衛門姪	4	「(義右衛門)稼を以両親はごくみ候得共、穀類高直ニ付」
47	勘助	惣兵衛伴	9	「(惣兵衛)長煩ニ而稼等不罷成、当正月末より夫食無之」
48	嘉兵衛	本人	54	「(嘉兵衛)不行歩ニ而稼一切不罷成、当正月末より夫食無之」
49	平右衛門 かね	本人 女房	44 40	「去冬中より相煩申候ニ付稼等不罷成日立兼」
51	五郎兵衛	勘十郎父	79	
52	たけ	勘十郎伯母	74	「(勘十郎)稼を以当正月迄渡世送り候得共、穀類高直ニ而」
53	牛之助	勘十郎伴	4	
54	おた	仁兵衛後家	40	
55	おな	仁兵衛娘	10	「不行歩ニ而渡世(不)相立候処ニ穀類高直ニ而夫食ニ指詰り」
56	とら	長右衛門後家	50	「病身ニ而稼等不罷成、夫食一切無之候而」
57	喜左衛門	本人	58	「不行歩ニ而稼等一切難成、其上穀類高直ニ而夫食ニ詰り」

出典：「森田家文書」282(享保18年「飢人改之覚」)

註：丸括弧内は筆者註記。

村・柄平村役人が連名で石坂重八ら手代へ願い出ている。それは、大野村が「山方ニ御座候得者、小前之義小反別ニ而五歩・拾歩之株多」く、田畠が三六〇〇枚余あり、数日では見分が終わらないためであった。⁽³⁷⁾ その願いを認められたと考えられ、上・中・下・下々畠・切畠ごとの「水損」耕地のうち、九八・七%が引きや免除の対象となっている。内訳は「道代引」・「川欠引」や「前々猪鹿荒」・「水損皆無」で、「前々猪鹿荒」が四三町五反余(五六・八%)で最も大きいが、それは前々からのことだ、「水損皆無」も三一町六反余(四一・三%)と多く、この年の「水損」の影響がいかに大きかつたかを確認することができる。

その歎願が認められ、六月には夫食借用が行われた。借用人数は六四三人で、村にはその他の「夫食所持之者」は七人だけであった。男三〇二人には一日一人二合宛、女三四一人には一日一人一合宛、合計米一八石九斗⁽³⁸⁾金二二両二分余を借用した。⁽³⁹⁾ 又者退転百姓等御座候ハ、連判之者共より償返上納可仕候とある。「連判之者」は、名主・組頭・百姓代・年寄、及び拝借人のことであった。

さらに八月には、夫食返納の年延と種麦の借用を歎願している。その願書によると、大野村は田方が少なく、畑方の作徳で渡世してきた村であるため、来夏の麦作が収穫できるまで夫食が足らず、「猶又当年被仰付候」とし、御用炭の納入をしていくためには歎願をかなえてほしいとしている。⁽⁴⁰⁾ つまり、御用炭の納入継続を理由に「御救」を要求しているのであ

〔表3〕享保18年大野村の飢人

No.	飢人名	統柄	年	理由
1	ひさ	五兵衛母	65	「五兵衛義去子ノ八月より身上難立奉公に罷出候故、当正月迄ハ漸村方親類之助ニ而渡世仕候得共」
2	九左衛門	喜兵衛兄	73	「老軀持病有之者ニ而、本人喜兵衛義年六十式ニ罷成、飼保仕候事当月末より難成」
3	こやう	長五郎娘	10	「長五郎年六拾三ニ而持病有之故山稼等不罷成、子共式人夫持難仕」
4	与三	長五郎二男	—	
5	とら	与右衛門母	71	「持畠等少々ニ而本人与右衛門作取収納無御座候而山稼計ニ而渡世仕候得共、穀類俄ニ高直ニ罷成候故本人を奉公ニ出シ候得ハ、母之はこくみ手無之」
6	勘左衛門	本人	72	「忤共不残他所江日雇取或ハ八年季奉公等ニ罷出、一両年已来老人暮シ仕候得共、忤共義も当春俄ニ穀類高直故見届ケ難成軀ニ而」
7	右馬	十助弟	8	「十介年季奉公ニ罷出母ニ預ケ置候得共、母山稼ニ而渡世いたし候得ハ子忤夫持難成」
8	藤兵衛	本(人)	63	「藤兵衛長病人ニ而山稼一切不罷成、穀類俄ニ高直故渡世難成」
9	次郎	藤兵衛伴	9	
10	次郎	門三郎伴	8	「門三郎持病ニ而山稼一切不罷成渡世送り兼申候処、穀類高直ニ而
11	やす	一	11	「夫食差詰」
12	二郎	忠兵衛忤	5	「忠兵衛地畑壳切野畠荒地ニ罷在候故、作毛収納不足ニ而稼計ニ而渡世立申候得共」
13	ね、ち	勘三郎母	77	「勘三郎稼ニ出候得ハ母ノはこくみ難成暮シ方ニ差詰り」
14	六之助	勘三郎忤	7	
15	孫八	孫次郎後(家)忤	7	「後家百姓ニ而忤夫持方ニ差詰り」
16	さわ	長兵衛娘	3	「長兵衛病身ニ而山稼一切難成、穀類高直ニて忤夫食母を奉公ニ出シ候得ハ難飢候」
17	よね	徳右衛門女房	62	「(徳右衛門)他村江夫食稼ニ罷越漸暮シ罷在候得共」
18	又介	佐五兵衛後家忤	6	「後家百姓ニ而渡世送り兼罷有候処、当三月より夫食無御座、稼等も難成及飢夫食ニ差詰り申候」
19	長太郎	権助伴	6	「(権助)山稼ニ而渡世仕候得共持病ニ而稼計ニ而ハ穀類高直ニ而」
20	おそ	安蔵後家娘	12	
21	こちよ	安蔵後家娘	7	「後家暮シニ而御年貢役難勤候処ニ家内不残女計ニ而渡世難立」
22	くに	安蔵後家母	65	
23	道心	五兵衛地内ニ置候	53	「当正月より行歩難叶」
24	道心	安左衛門地内ニ置候	85	「老衰仕渡世難成候故安左衛門見届ケニ而当正月迄渡世仕候得共、安左衛門義も自分之渡世差詰り申候故」
25	なつば、	吉兵衛姉	62	「小屋懸ケニ而銘々村人之情ケを以渡世立申候得共、村中当春夫食及困窮候故、渡世難立」
26	とらば、	吉兵衛姉	60	
27	みの	市兵衛地内ニ置候	80	「当正月迄ハ親類見届ケニ而渡世仕候得共、正月末より老軀ニ而稼不相成夫食ニ差詰り」
28	次介	平吉弟	4	「平吉も年十八ニ罷成候得共稼ニ而渡世送り兼申候処、当春穀類高直ニて夫食ニ詰り」
29	とめ	平吉妹	9	
30	まつ	七兵衛母	57	「(七兵衛)穀類高直ニ而稼ニ而渡世難立」
31	鳥藏	市三郎忤	5	「(市三郎)病身ニ而稼罷成不申候故」
32	亀蔵	与左衛門忤	10	「与左衛門病人ニ而稼難成、穀類高直ニ而渡世送り兼」
33	くめ	与左衛門娘	6	
34	清兵衛	吉左衛門親	87	「(吉左衛門)渡世ニ而外之女房妻子四人ハ夫食稼を以賄候得共、右式人迄ハ夫食難及候故」
35	さつ	吉左衛門娘	3	
36	藤兵衛	本人	85	「老衰仕行歩難叶、当正月迄ハ子共見届ケニ而渡世仕候得共、幼少之子共大勢故夫食無之」

近世中期における御用炭請負山村の食糧確保

一一三

その年の一二月には、再び夫食借用を伊奈役所へ歎願している。⁽⁴¹⁾ 大野村

の人別六四五人の内三九八人は、「炭焼稼日雇等之助成」があり、嘆願からは除外した。残りの二四七人が夫食の所持が一切ない者として夫食の借用を願い出た。

しかしながら、これらの歎願は叶わなかつたようで、翌寛延四年二月にも歎願している。⁽⁴²⁾ 今回は、人別六二二人を書き上げた。その内、四一四人は「夫食一向無御座候分」で、このうち二四七人は昨年一二月の歎願の際に夫食の所持が一切ない者であった。そして、四一四人のうち二四七人は、去年一二月に願書を提出して以来九〇日ほど経過し、今回より飢えに及び、残り一六七人は今年の正月末より夫食がなく、三〇日余で飢えに及ぶので、歎願しているとし、飢えとなる段階を日数・人数で説明している。各家の人数(男女年齢別)と食糧の所持状況を勘案して段階的に歎願していることが明確となる。

また同時に大野村役人は、柵平村役人と共同で飢人が他郷への物貰に出ることの許可を歎願した。⁽⁴³⁾ 去年の冬から飢人への夫食の借用を歎願してきたが、今もつて貸付けられておらず、春には皆が飢えとなり、「渡世暮方」が一切なく難儀しているので、百姓のうち「及飢候者」からは麦作が収穫できるまで他郷へ物貰などに出て渡世をつなげたいという申し出であり、名主による往来書付の発行許可を願いたいというものであった。伊奈役所では、それを許すことはできなかつたであろう。領主としての仁政に反するためである。他方で、飢人らは夫食借用を獲得するか、それができなければ他郷へ物貰に出て食糧を確保しようとしていたのである。他郷へ物貰に出るという飢人から名主を通じた代官役所への要求とも受け取れる願書であろう。代官役所一名主一飢人の関係を考える上でも興味深い史料である。

る。

この願書のためか、ついに三月一七日に至つて夫食借用が行われた。⁽⁴⁴⁾ その対象は、人別二四七人で、男は一日一人六合宛、女は一日一人三合宛、それぞれ一〇日分の支給であり、合計は稗一〇石一斗一升(=代金三両一分余)であった。借用対象は、当初の歎願者だけであった。しかも糲ではなく稗であった。代官役所でも「御救」が困難であったことを推測できる。このように飢人らは夫食借用を獲得して、史料をみる限り物貰には出でていらない。この借用の返済は宝暦期に行なわれたものと考えられる。

(五) 明和七年の旱魃

次に、大野村では明和七年(一七七〇)に旱魃となつた。まず史料を掲げよう。⁽⁴⁵⁾

[史料2]

乍恐書付を以奉申上候

一、秩父郡大野村本組・分組惣百姓一同奉申上候儀者、当夏中ぢ打続世間一統旱魃ニ付、當村之義茂秋作毛等荒増旱損ニ罷成、當時雜穀給物等無之困窮難儀仕候、只今通り村方山稼致候而御年貢上納仕候儀も日々之渡世ニ而者難取続様奉存候、殊ニ當村之義者例年之通御用炭燒方被仰付候得者、諸人足等夥敷相掛り候義ニ御座候得者、百姓雜穀給物等無之候故、御用通り勤兼可申哉与難儀奉存候、勿論當村御定免中ニ御座候得者秋成御年貢之儀者隨分与山稼等仕上納可仕、尚又御用炭燒方被仰付候者例年之通焼立、是又御上納可仕奉存罷在候得共、右申上候通り秋作旱損ニ而雜穀收納不仕候得者、百姓渡世

取続之程難斗奉存候ニ付、乍恐此段先達而奉申上候御慈悲を以、右之趣御聞済被下置候ハ、難有仕合奉存候、以上

三 栗木による食糧確保の模索

武州秩父郡大野村

明和七寅
名主 三郎右衛門印
同 岡右衛門印
八月
組頭 清左衛門印
年寄 作右衛門印

伊奈半左衛門様
百姓代 孫四郎印
御役所
同 五右衛門印
新組年寄 甚右衛門印
百姓代 戸右衛門印

〔史料3〕
差上申御請書之事
七ヶ年以前申年勘定所ぢ被仰出候ニ付、御林其外空地有之場所江栗松
苗木植付候様其節申渡置候、右植付生立候分、且栗之義者實付候様相
成候分爰可有之、有之候其趣共左之通書付可被差出候

右御触書之趣承知奉畏候、当村之義去ル申年以來御林通り江段々栗松
苗木植付候得共、土地ニ不應殊ニ寒氣強候場所故、一向生付不申候、
尤自然ニ生出候栗松之分者相應ニ生長仕候、此段去丑年中御林御改之
節、巨細書上候通相違無御座候、以上

武州秩父郡大野村

明和七年寅二月

名主 清左衛門
組頭 作右衛門
年寄 新右衛門

伊奈半左衛門様
御役所
百姓代 孫四郎
百姓代 甚右衛門
百姓代 戸右衛門

大野村では、明和七年八月に本組・分組の惣百姓が歎願を行つた。本組・分組とは、明和元年に起こつた組分け騒動の結果、村内が分裂したものである。⁽⁴⁵⁾それによると、明和七年夏から世間では旱魃となつてゐるが、大野村でも秋作が「旱損」となり、雜穀などの食糧がなく、困窮して難儀している状態であった。今まで通りに村方で山稼ぎなどをして年貢は上納しても、日々の渡世だけでは家の継続ができなかつたのである。特に大野村は例年の通り「御用炭焼方」を命じられ、諸人足などが大変かかるので、百姓の雜穀などがなくては、御用通りに勤めることができないとしている。この歎願によつて夫食の借用が行われたかは史料上明らかとならないが、少なくとも「御用炭焼方」の人足確保を理由に夫食借用を歎願していることは確認できる。「御救」歎願の理由を請負御用の遂行のためと明確にしているのであつた。

地のある場所へ栗・松の苗木を植付けるように命じられた。植え付けて生い立つた分は、栗が実るようになるだろうから、それらについて書付を差し出すこととされた。大野村では、明和元年以来「御林通り」へ段々栗・松の苗木を植林してきたが、土地に適応しないようで一向に活着せず、ただ自然木の栗・松だけが生長しているという。

大野村では、実際に栗一七〇本・松二三〇本、合計三〇〇本の苗木が植え付けられた。⁽⁴⁸⁾ しかしながら、土地に合わず、栗八本・松七本がようやく活着したが、他の二八五本が枯れてしまった。活着率は栗四・七%・松五・四%で、全体でも五・〇%であった。この割合をどのように判断するかは難しいところであるが、本稿では近世段階の大野村において土地が栗・松とは合わないため活着しないと考えられていたことを確認しておきたい。このように、明和期における勘定所による栗・松苗木の植林政策と大野村の対応を確認することができる。

明和期に試みられた栗木の植林は失敗におわったようだが、安永二年（一七七二）には代官蓑笠之助（正寅）から大野村にある百姓林における栗木の状況についてお尋ねがあつた。⁽⁴⁹⁾ 大野村役人らは、栗木はあるが、夫食になるほどではなく、度々植林を行つても、土地に適合しないようで活着しないと報告した。

このように、大野村で栗木は食糧確保の要素とはなりきれなかつたのであるが、代官役所では山村において栗木による食糧確保を模索していくとみておきたい。

四 備荒貯蓄の展開

（二）享保期の「置穀」

続いて、大野村の食糧確保として備荒貯蓄について検討したい。まず享保期の「置穀」をみていく。⁽⁵⁰⁾ まず史料を掲げよう。

〔史料4〕

当秋成置穀割賦

一、五石五斗	大野村	一、穀貯拾七石八斗	皆谷村
一、五十石六斗	坂本村	一、三拾二石四斗	大内沢村
一、三十石五斗	奥沢村	一、百廿八石五斗	御堂村
一、五十八石壹斗	安戸村	一、三百三石七斗	上小鹿野村
一、五十壹石八斗	長留村	一、三十八石四斗	般若村
一、貳石四斗	伊豆沢村	一、三石四斗	小野原村
一、廿六石三斗	小森村	一、十石貳斗	贊川村

右者其村々當戌御年貢米之内置穀割賦書面之通りニ候条、穀拵入念壹俵五斗入之積りニ仕、名主・組頭・百姓立会、郷藏ニ詰致封印置可申候、追而手代差遣候間、若箇未成仕方於有之者、名主・組頭・百姓可為不正候、常々昼夜共ニ番人附置、火事・盜人之用心大切相守可申候、少も油断仕間敷候、此狀村書之下ニ名主致印形、早々相廻し留り村より持參可相返者也

戊十一月

日野小左衛門印

右村名主

組頭

百姓

大野村では、少なくとも享保一五年(戌)に代官日野小左衛門(正晴)役所から「置穀」を命じられていたようである。⁽⁵³⁾ この史料によると、「置穀」は村々の年貢米の中から割賦されていたことがわかる。村ごとに穀を五斗入の俵に詰めて百姓立会いのもとで郷蔵に封印しておき、代官手代が見分して、もし粗末な仕方があつたならば名主・組頭・百姓の不正とされた。列記された村々は、秩父郡の村々で、現在の秩父市・東秩父村・小鹿野町であり、日野役所の支配地であろう。

大野村では、享保一五年一二月に清太夫(森田家)の一石七斗三合余を最大量として計二八名が穀六石三斗三合余の年貢勘定を「置穀」とした。⁽⁵⁴⁾ 残念ながら、同年の年貢付は確認できていないが、前年には三石六斗六升余、翌年には二石九斗六升余の納米が確認できることから、五分摺りとすれば、大野村では享保一五年の田方年貢勘定の全額が「置穀」とされたとみてよいだろう。「置穀」を出穀した二八名は、土地(田地)の所有者であつたと考えられる。

それでは、年貢米から出された「置穀」はどこに貯蔵されたのであろうか。村々では「置穀」の「置蔵」をどうするか代官に尋ねていた。⁽⁵⁵⁾ それに對して、日野役所は享保一六年五月二日に廻状を大野村はじめ、皆谷村・坂本村・大内沢村・奥沢村・御堂村・安戸村(以上現在、埼玉県秩父郡東秩父村)の七カ村に順達し、「置蔵」は安戸組村々の分を一ヵ所の「置蔵」とすることとし、村々で相談の上で安戸村でも御堂村でも御蔵敷地のある最寄りの村を決めて書付を差し出すよう指示している。⁽⁵⁶⁾ 大野村を含む安戸組合は七カ村で構成されていたことがわかり、日野役所では組合で一ヵ所の「置蔵」とする意向だったのである。しかしながら、実際に村々では組合

として一つの「置蔵」にまとまれなかつたようである。日野役所からは、「置蔵」を一一二名の百姓が建てても、または郷蔵のあるところでは蔵に継ぎ足しても、百姓の勝手次第とされた。⁽⁵⁷⁾ ただ郷蔵を普請する人足の扶持については、蔵の坪数に応じて吟味した上で、一日一人米五合宛を勘定所より下付するとされた。問題となつていた点は、「壱ヶ村切」でも、數カ村による「寄蔵」でもよいとされたのである。

結局、大野村では享保一五年の年貢米からの「置穀」は、「村預り」とされ、穀五石五斗(采二石七斗五升)を五斗入俵に詰めて、改めを受けた上で村において預かつた。この「置穀」は、江戸廻米の指示があれば何時でも摺り立てて上納するとし、また種貸しや夫食貸などとするとときには下知次第に引き渡すとしている。さらに、欠減による穀不足や火難・水難・盜難などに遭つたときには必ず村で弁済するとしている。

このように貯蔵された「置穀」であつたが、早くも翌一七年三月には大野村から借用願が出される。⁽⁵⁸⁾ 当時の大野村の状況は、惣人数七八〇人のうち、飢人が五六四人で、「夫食所持之者」が二二六人であつた。⁽⁵⁹⁾ 総人別の七二・三%が飢人という状態であった。飢人に必要な夫食米は、享保一七年五月二五日より閏五月五日まで一日一人米一合宛とし、計米八石三斗二升(穀一六石六斗四升)が見積もられた。返済は二ヵ年賦で行い、潰百姓が出たり、返済に遅滞があつたとしても、連判者が弁済するとしている。

享保一七年五月三日には「置穀」を百姓が買い請けて、負担した田主が銘々の納高に準じて「買請貸り主」となり、享保一五年「置穀」分の穀五石五斗は百姓二六名で分けられた。⁽⁶⁰⁾ その穀代は金二両二分余で、八月一八日付け代官日野の手代小島紋七らから大野村名主中へ宛てた勘定書が確認できる。⁽⁶¹⁾ この田主らが買い請けた穀は、飢人への夫食へと回されたのであ

ろう。

また別に大野村では、同年五月に飢人夫食として米八石三斗二升(穀一斗六石六斗四升)を借用した。⁽⁶³⁾ これは「置板」の借用で、その内訳は米三石一斗二升五合が大野村の享保一六年の年貢米、米五石一斗九升五合が御堂村の享保一六年の年貢米であった。この「置板」を大野村では、飢人一六四軒五六四人で分配した。その割合は、男二六八人が一日二合の積り、女二九六人が一日一合の積りで、いずれも一〇日分の夫食が割り当てられた。

ここでは同じ組合の「置板」も借用されていたことに注目しておきたい。

さらに「置板」は機能する。享保一八年二月二二日には前述した「飢人改之覚」で書き上げられた五七人に対し、米一石七斗八升(穀三石五斗六升)を享保一七年の「置板」から借用した。男一日一人米二合宛・女一日一人米一合宛(=一〇日分)であった。⁽⁶⁴⁾

組合による「置藏」の共同は不調におわつたが、借用については組合全体の動きは不明ながら、組合で協力していたことがうかがわれる。しかしながら、何れも断片的な史料で詳細は不明である。ただし、「置板」は享保一八年まで大野村においても継続していたことが確認できよう。また大友一雄氏の指摘する置板仕法の導入による夫食借用の増大という傾向は、本村においても確認することができたであろう。

(一) 明和・安永期の「取集穀」

その後、大野村では明和期から「取集穀」という備荒貯蓄が行われた。

明和期に伊奈役所が行なつた「取集穀仕法」については、太田尚宏氏による検討がある。⁽⁶⁵⁾ 明和四年一〇月に武藏国荏原郡下丸子村(現在、東京都大田

区下丸子)が提出した「申渡」の請書をもとに検討している。その上で「取集穀とは、村で定めた米もしくは雜穀のうち一品を、家別に一升ずつの割合で取り集め、これを郷藏または村内の身元宜しき者に預けておき、翌年にこれを売り払つて代金を貸付金にまわし、利倍金をもつて農家の維持や肥料代、凶作の際の夫食などに備えるというもの」としている。武藏国葛飾郡・足立郡・埼玉郡・豊島郡・多摩郡・高麗郡、常陸国鹿島郡・河内郡・行方郡などで行われたといふ。

大野村も当時は代官伊奈忠宥の管轄であり、管見の限り「申渡」の本文自体は確認できていないが、同様の触が出されたのである。明和五年三月に簡略ながら「取集穀」申渡しへの請書と考えられる史料がある。⁽⁶⁶⁾ それには「去亥十二月中、従御公儀様米・雜穀之類寄置候様被仰渡候」とあり、「委細御申渡銘々得心之上、家毫軒ニ付麦壹升宛毎年御取立可被成段」を承知したとしている。大野村でも明和四年一二月には「取集穀」の申渡しがあつたと考えておきたい。

しかしながら、大野村での実際の運用は少々異なつていた。史料を掲げよう。⁽⁶⁷⁾

(史料5)

差上申一札之事

一、去冬中申渡候村々取集米之儀請書早々被 差出候、最寄村者申合

壱帳致、惣代ニ而持參可有候、尤取集候村方者米雜穀之員數并家數共別紙書付可被差出候

右触書之趣村中惣百姓共承知奉畏候、尤當村之儀者山方ニ而猪鹿発向仕候故田畠荒地多、作面之場少々ニ而、殊夏秋兩毛共雜穀出來兼、困窮之村方故山稼等ニ而渡世仕候、依之漸取集候雜穀之員數并家數

共、左之通書上申候通少も相違無御座候

一、家數百四拾八軒

内拾七軒本組

拾三軒分組

メ三拾軒者稼ニ而渡世仕候故寄穀不仕候

残家數百拾八軒

右寄穀麦九斗 本組

武斗八升 分組

メ麦壳石壳斗八升

右之通取集候、名主方ニ御預り置申候所相違無御座候、以上

明和五年子二月

(村役人二一名連印略)

伊奈備前守様

地方役所

これは、明和五年三月に大野村役人二一名から伊奈役所へ宛てた文書である。これによると、大野村は山方があり、田畠の作付面積も少なく、山稼ぎなどの渡世をしているとした上で、大野村の「寄穀」状況が記されている。家数一四八軒のうち、三〇軒は稼ぎで渡世しているため「寄穀」をせず、残りの一八軒で麦一石一斗八升の「寄穀」が取り集められ、名主方に預けられた。山稼ぎ者三〇名による「寄穀」をしない一札も作成されている。⁽⁶⁹⁾つまり、「寄穀」は山稼ぎ渡世だけの者は出穀から除外され、何らかの農業にたずさわる者が麦の「寄穀」を行なつていたのである。

仕法によると「寄穀」は翌年売り扱われる。⁽⁷⁰⁾村々の「取集穀」を売り払つてその代金を貸し付けるので、買い請けたい者は組合村や最寄村の分と

近世中期における御用炭請負山村の食糧確保

もに入札をしたため、地方役所へ差出し、落札すれば、代金を納め次第、米穀を渡すとしている。大野村では、九名が入札に参加し、他の一〇九名は入札しなかつた。結局、明和五年七月には「寄麦」一石一斗八升は代金二分余で、半兵衛が落札した。⁽⁷¹⁾〔表4〕

翌明和五年分も一一八軒で麦一石一斗八升の「寄穀」が取り集められた。⁽⁷²⁾その入札状況も確認できる。五名が入札に参加し、他の一二〇名は入札に参加しなかつた。⁽⁷³⁾落札したのは名主清左衛門で、明和六年七月六日に代金一分余を支払った。小野沢善助らによる受取書がある。⁽⁷⁴⁾また明和七年の大野村は、前述通り旱魃であった。交替した代官宮村孫左衛門(高豊)に歎願書を提出している。⁽⁷⁵⁾旱魃による困窮のため「寄穀不仕候」と歎願した。

このように、村内の農業者から取り集めた麦を一年貯蔵し、翌年には入札を行なつて落札者へ売払い、伊奈役所の貸付金にまわされた。古米(穀)を手にした落札者のその後の動きは、不明であるが、市場に売却することで利益を得ることができたのであろうか。入札には百姓らの自発性が感じられ、どのあたりに百姓らの利があつたのかは判明しない。

その後の大野村の「取集穀」については、〔表4〕にまとめた。毎年ではないが、継続していたことが確認でき、入札は名主による一律的な上納となつていつたようである。天明二年(一七八二)四月には子年分(安永九年)の「取集穀」代永一五七文を大野村名主が代官前沢藤十郎(光寛)手代増井佐吉に支払つた。⁽⁷⁶⁾これ以降、「取集穀」は毎年の売り払いが行われず、交質していく。売り払いは詰替のためのみで、米穀は郷蔵などに累積され、貯蓄となつていく。「取集穀」という呼称も「貯穀」と徐々に変わつていく。⁽⁷⁷⁾大野村でも「貯穀」は幕末まで継続していくが、詳細な検討は

今後の課題である。

おわりに

以上、大野村における享保・明和期の食糧確保の実態について検討してきた。最後に、本文稿で明らかにしたことをまとめおきたい。

第一に、山村の状況として、そこには風損・水損・水損・獣害などの様々な危機があつたことを示した。しかも、享保・明和期には連続していた。その危機に村や領主は対応を余儀なくされる。村は飢人というかたちで村人の状況を示して「御救」を要求した。

第二に、大野村では「御救」の歎願を享保期・寛保期・寛延期・明和期と連続的に行つていったことを確認した。その中でも、「御救」歎願の論理は時期的に推移していくことに注目した。

〔表4〕大野村の「取集穀」

取り集め年	売り払い代金	上納年月日	上納先	上納者
明和4年(1767)分	金2分永64文余	明和5年(1768)8月3日	伊奈備前守役所	半兵衛
明和5年(1768)分	金1分永222文余	明和6年(1769)7月6日	伊奈備前守役所	清左衛門
安永2年(1773)分	永324文余	安永3年(1774)11月	蓑笠之助役所	名主
安永3年(1774)分	金1分永41文	安永4年(1775)11月16日	前沢藤十郎役所	名主
安永6年(1777)分	永157文	安永7年(1778)12月2日	前沢藤十郎役所	名主
安永7年(1778)分	永157文	安永8年(1779)11月29日	前沢藤十郎役所	名主
安永9年(1780)分	永157文	天明2年(1782)4月2日	前沢藤十郎役所	名主
合計	金1両永1貫122文余			

出典：「森田家文書」3854(寛政元年「取集穀代上納之覚」)など。

享保期は、惣百姓を背景とした飢人の夫食借用を歎願していたが、寛延期には願書で御炭御用請負についてふれ、明和期になると、明確な御用炭請負の継続のために「御救」を要求するにいたる。つまり、御用炭請負と「御救」の関係性は、御用炭請負の継続を諸役免除の根拠だけでなく、自村における食糧確保(生活救済)の根拠ともしていたのである。また、寛延期には物貰に出る許可を願うことでの「御救」を歎願していた。「御救」をめぐる領主—名主—飢人のせめぎ合いを確認した。

第三に、領主は栗木による食糧確保を模索していた。明和・安永期に代官役所による調査があつたが、大野村では植林した結果、活着しにくくとみなされ、そのように報告していた。大野村では、栗木の植林は食糧確保の手段とはならなかつたのである。

第四に、享保期の「置穀」→明和・安永期の「取集穀」→寛政期の「貯穀」という備荒貯蓄の展開を明らかにした。「置穀」は、年貢米の村預かりで「置蔵」に貯蔵された。あくまで領主の所有であった。大野村でも短いサイクルで運用されたが、享保期にとどまつた。年貢米からの運用であつたため村内の田地所持者が負担し、借用する際にも田方所持者が換金して村内で分配した。また、大野村のような田方が少ない村では周辺村落で形成した組合の村から穀を貸与することもあつた。

次に、明和四年から開始された「取集穀」は、代官伊奈氏の政策であつた。「取集穀」は村内の農業者から取り集めた麦を一年貯蔵し、翌年には入札を行なつて落札者へ売払い、その払い下げ代金は伊奈役所の貸付金にまわされた。大野村では、村からの願書により山稼ぎなどで渡世をおくる非農業者を「寄穀」の出資対象から外した。「置穀」同様に農業者のみが出穀していたのである。

これらの備荒貯蓄は、いずれも短期的な貯蓄にとどまり、制度的には不安定なものであつたと評価せざるを得ないが、「取集穀」はその後、寛政期に至り、「貯穀」（百姓出穀・村落貯蓄）へと改変され、幕領村落における村を主体とした自律的な備荒貯蓄へと展開していくこととなる。その点を考慮すると、備荒貯蓄における「置く」から「取り集める」への方向転換は大きな画期であったことを指摘しておきたい。

このように、近世中期（享保～安永期）は、民衆の食糧確保にとって度重なる危機の到来とその克服を模索し、村落の食糧貯蓄が芽生えた時期で、制度的には過渡期であつたと位置づけられよう。その中にあって、領主と民衆は「御救」と備荒貯蓄を適宜組み合わせながら対応していくのであるが、その中でも度々の歎願を通じて獲得する「御救」に頼らざるを得ない村の状況が確認できたであろう。

註

- (1) 深谷克己「百姓成立」（瑞書房、一九九三年）。
- (2) 深谷克己「幕藩制における村請制の特質と農民鬭争」（『歴史学研究』一九七二年別冊、のちに同『増補改訂版百姓』一揆の歴史的構造』、校倉書房、一九八六年、所収）。
- (3) 福田千鶴「江戸時代前期の政治課題——『御救』の転換過程——」（『史料館研究紀要』二十五号、一九九四年、のちに同『幕藩制の秩序と御家騒動』、校倉書房、一九九九年、所収）。
- (4) 山村の食糧確保や「御救」については、太田尚宏氏による飛驒幕領地域の研究がある。太田尚宏「飛驒国山林地域における食糧確保と高山役所」（『徳川林政史研究所研究紀要』第三八号、二〇〇四年）。同「飛驒幕領における元代稼と山村々『相続方』」（『徳川林政史研究所研究紀要』第四四号、二〇一〇年）。本稿でも参考にした。
- (5) 秩父は、西から東にかけて奥秩父・秩父盆地・外秩父という地形で構成され、大野村は外秩父に属した（吉田伊人編『新編武藏風土記稿』、雄山閣出版、一九九六年）。
- (6) 君塚仁彦「江戸城御用炭役と村—武州における一事例—」（『関東近世史研究』二五号、一九八九年）。同「江戸城御用炭上納村落における村方騒動」（徳川林政史研究所研究紀要』第二四号、一九九〇年）。なお、同氏には周辺地域を扱った研究として、「武州における江戸城御用薪請負制の成立と展開」（埼玉地方史』三八号、一九九七年）がある。
- (7) 太田富康「文政改革における小川村組合の編成と先行する組合村—大野村・大塚村・野原村の史料を中心として—」（『文書館紀要』四号、一九九〇年）。
- (8) 富善一敏「検地帳所持・引継争論と近世村落」（『関東近世史研究』三八号、一九九五年）。
- (9) 宮原一郎「近世村落の寺社と紛争処理—秩父郡大野村の事例から—」（『埼玉地方史』三八号、一九九七年）。
- (10) 丹治健蔵「江戸城御用炭の上納と輸送—武州秩父郡大野村の史料を中心として—」（『交通史研究』六九号、二〇〇九年）。
- (11) 本節は特に断らない限り、埼玉県立文書館編『森田家・野口家文書目録』（一九八二年）、都幾川村史編さん委員会編『都幾川村史』通史編（二〇〇一年）を典拠とした。
- (12) 「武州山之根筋」については、加藤衛拡「近世山村史の研究」（吉川弘文館、一九〇〇七年）を参照した。
- (13) 文政期に一時的に館林藩領となつたという言及もあり、今後検討を要する。
- (14) 「森田家文書」（埼玉県立文書館保管）（三九（宝曆四年）「村柄明細帳」）。以下、文書番号は前掲の埼玉県立文書館編『森田家・野口家文書目録』に拠る。
- (15) 前掲「森田家文書」一三九（宝曆四年）「村柄明細帳」。
- (16) 獣害の被害状況、「猪鹿追」などをはじめとする村の対応、村内における獵師の役割などについては食糧確保の視点からも重要な問題であると考えるが、今後の課題である。
- (17) 「森田家文書」四九九三（享保十三年）「乍恐書ヲ以御訴訟申上候」。

近世中期における御用炭請負山村の食糧確保

一一二

- (18) 「森田家文書」五八九九(享保一四年)「飢夫食麥代金借用証文」。
- (19) 森田家文書の中に、年次の「武州秩父郡大野村飢人書上ヶ帳」(森田家文書一五八三)といつ緊帳がある。それには、大野村の人数七四四人のうち飢人一八一人とあり、享保一四年時の飢人を書き上げたものと推測できる。
- (20) 「森田家文書」七三五(享保一四年)「飢人夫食麥代御拝借渡シ帳」。
- (21) 「森田家文書」七三九六(享保一四年)「飢人夫食麥代請取帳」。
- (22) 「森田家文書」三七〇七(享保一五年)「差申飢人扶持麥代之事」。
- (23) 「森田家文書」五一四七(享保一七年)「乍恐口上書を以奉願候」。『新編埼玉県史』資料編一四近世五(一九九一年)四三頁に翻刻がある。
- (24) 「森田家文書」一八六七(享保一七年)「大野村飢人夫食人別帳」。
- (25) 「森田家文書」五八五(享保一七年)「拝借仕夫食米証文之事」。
- (26) 前掲(表2)によると、享保一八年の人別は七九一人で、(史料1)の七七〇人とは二三人もの差がある。(表2)の典拠史料は享保一八年六月の村明細帳(「森田家文書」一六三)であるので、本稿では正月三日から約半年で増加したものと考えておきたい。ただし、当該村落の人別構成の推移については、宗門人別帳などの文書を詳細に検討する必要がある。
- (27) 「森田家文書」一五九八(享保一八年)「乍恐書付を以奉願候飢夫食之事」。
- (28) 筆者は、飢人について以前に他村の事例ではあるが、検討したことがある。拙稿「近世備荒貯蓄の形成と村落社会—土浦藩『集穀』を中心に—」(『関東近世史研究』六三号、二〇〇七年)、同「飢人書上帳」の史料論(第四回日本古文書学会学術大会要旨(『古文書研究』六七号、二〇〇九年))を参照されたい。
- (29) 「森田家文書」一八一(享保一八年)「飢人改之覚」。前掲『新編埼玉県史』資料編一四近世五(四四百)に翻刻がある。
- (30) 「森田家文書」二八一(享保一八年)「飢人夫食糲割賦人別帳」。
- (31) 「森田家文書」七三六(享保一八年)「飢夫食代御返納取立帳」。
- (32) 「森田家文書」二五六(享保一九年)「子年拝借糲石代丑年返納分取立帳」。
- (33) 「森田家文書」二八〇(享保一九年)「夫食種御拝借之義付被仰渡候御請書帳」。「森田家文書」二七九(享保一九年)「夫食御拝借之義付被仰渡候御請書」。
- (34) 「森田家文書」六二八九(元文三年)「請取米永之事」など。
- (35) 「森田家文書」四四八七(寛保一年)「乍恐書付を以御訴訟申上候」。
- (36) 「森田家文書」三六六八(寛延二年)「乍恐書付を以御訴訟申上候」。
- (37) 「森田家文書」七六九〇(寛延三年)「乍恐書付を以奉願上候」。
- (38) 「森田家文書」七三四四(寛延三年)「畑方水損反歩書上帳」。
- (39) 「森田家文書」一六二(寛延三年)「夫食拝借奉請取惣村連判帳」。
- (40) 「森田家文書」五八四八(寛延三年)「乍恐書付を以奉願上候」。『都幾川村史資料』四(三)近世編大柄地区I(一九九六年)三九頁に翻刻がある。
- (41) 「森田家文書」七四五〇(寛延三年)「夫食拝借願上候百姓人別小前帳」。
- (42) 「森田家文書」一一三一(寛延四年)「夫食拝借小前帳」。
- (43) 「森田家文書」五八九八(寛延四年)「乍恐書付を以奉願上候」。前掲『都幾川村史資料』四(三)四一頁に翻刻がある。
- (44) 「森田家文書」一六三(寛延四年)「夫食拝借請取連判帳」。
- (45) 「森田家文書」五八四九(明和七年)「乍恐書付を以奉申上候」。
- (46) 前掲・君塚仁彦「江戸城御用炭上納村落における村方騒動」。
- (47) 「森田家文書」七七一三(明和七年)「差申御請書之事」。
- (48) 「森田家文書」七六九六(明和七年)「栗松苗木植付ニ付」。
- (49) 「森田家文書」三六五八(安永二年)「乍恐書付を以奉申上候」。
- (50) 享保期の「置糲」については、大友一雄氏が検討している(大友一雄「享保期郷村貯穀政策の成立過程」、『国史学』一一八号、一九八二年)。大石学『吉宗と享保の改革』(東京堂出版、一九九五年)も参考にした。
- (51) 「森田家文書」五九七(享保一五年)「御廻状写留帳」。
- (52) 管覈の限り、大野村における触書の控えは確認できていない。前掲・大友一雄「享保期郷村貯穀政策の成立過程」によると、武藏野新田では「置糲仕法」が享保(三)二〇年に行われていたようである。大野村は二年遅れていたことになる。なお、幕領への御触書では、享保(三年)に「置糲」の初見が確認できる(右井良助編『徳川禁令考』前集四、創文社、一九五九年)。代官政策が地域により異なっていた証左であるが、他地域とのより詳細な比較・検討は今後の研究課題としておきたい。
- (53) 「森田家文書」九六八(享保一五年)「田方置糲納帳」。

- (54) 前掲、『都幾川村史』通史編。
- (55) 前掲、「森田家文書」五九七(享保一五年「御廻状写留帳」)。資料四(三)四二頁に翻刻が掲載されている。
- (56) 前掲、「森田家文書」五九七(享保一五年「御廻状写留帳」)。
- (57) 前掲、「森田家文書」五九七(享保一五年「御廻状写留帳」)。
- (58) 「森田家文書」八〇五一(享保一六年「差上申一札之事」)。前掲『都幾川村史』資料四(三)三四頁に翻刻が掲載されている。
- (59) 「森田家文書」五九八七(享保一七年「差上ヶ申願書之事」)。前掲『都幾川村史』資料四(三)三四頁に翻刻が掲載されている。
- (60) 前掲、「森田家文書」五八五(享保一七年「拝借仕夫食米証文之事」)。
- (61) 「森田家文書」九三八(享保一七年「享保十五戌年御置穀貢請糲割合代付帳」)。
- (62) 「森田家文書」六三三(子年「覚」)。
- (63) 「森田家文書」一五七(享保一七年「飢夫食拝借米請取帳」)。
- (64) 「森田家文書」一八一(享保一八年「飢人夫食糲割賦人別帳」)。
- (65) 前掲、大友一雄「享保期郷村貯穀政策の成立過程」。
- (66) 太田尚宏『幕府代官伊奈氏と江戸周辺地域』(岩田書院、二〇一〇年)一四二一三四頁。
- (67) 「森田家文書」一八二(明和五年「差上申請書之事」)。
- (68) 「森田家文書」七三(明和五年「雜穀員數書上帳控」)。前掲『都幾川村史』資料四(三)四二頁に翻刻が掲載されている。

(付記)

本稿の作成にあたり、史料閲覧の便をはかつていただいた埼玉県立文書館の方々に記して感謝を申し上げたい。

(69) 「森田家文書」三一二六(明和五年「差出申一札之事」)。前掲『都幾川村史』資料四(三)四二頁に翻刻が掲載されている。

(70) 「森田家文書」一一三(明和五年「寄穀入札帳」)。

(71) 「森田家文書」三〇〇九(明和五年「覚」)。前掲『都幾川村史』資料四(三)四四頁に翻刻が掲載されている。

(72) 「森田家文書」六二八一(明和六年「覚」)。

(73) 「森田家文書」一五八(明和六年「寄穀入札届有無連印帳」)。

(74) 「森田家文書」六五六九(明和六年「受取永之事」)。

(75) 「森田家文書」二七八五(明和八年「乍恐以書付奉願上候」)など。

(76) 「森田家文書」六五六六(天明一年「覚」)。

(77) 幕領における「貯穀」については、拙稿「近世幕領村落における備荒貯蓄—信濃国佐久郡五郎兵衛新田の事例を中心に—」(『立正大学大学院年報』二四号、二〇〇七年)、同「幕末期村落における「貯穀」盜取と『徒者』—陸奥国白川郡宝坂村を事例に—」(『立正史学』一〇四号、二〇〇八年)、同「豪農と備荒貯蓄—三河国設楽郡稻橋村古橋家を事例に—」(『立正史学』一〇七号、二〇一〇年)を参照されたい。

